（営業保証金又は弁済業務保証金に充てることができる有価証券の価額）

第九条　法第八条第六項（法第四十七条第三項及び第四十八条第四項において準用する場合を含む。）の規定により前条の有価証券を営業保証金又は弁済業務保証金に充てる場合における当該有価証券の価額は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定める額とする。

一・二　（略）

2・3　（略）

（法第十一条の二第五項の国土交通省令で定めるとき）

第十条の二　法第十一条の二第五項の国土交通省令で定めるときは、営業所間の距離の合計が四十キロメートル以下のときとする。

（法第十一条の二第五項の国土交通省令で定める場合）

第十条の三　法第十一条の二第五項の国土交通省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　法第十一条の二第五項の規定に基づき複数の営業所を通じて一人の旅行業務取扱管理者を選任しようとする旅行業者等（旅行業者代理業者にあつては、その代理する旅行業者）の登録業務範囲が地域限定旅行業務以外のものである場合

二　当該複数の営業所の前事業年度における旅行業務に関する旅行者との取引の額の合計額が一億円を超える場合

（営業所ごとの取引額の報告）

第十条の四　旅行業者等は、法第十一条の二第五項の規定に基づき複数の営業所を通じて一人の旅行業務取扱管理者を選任しようとするときは、あらかじめ、第七号様式の取引額報告書を登録行政庁に提出しなければならない。

2　旅行業者等は、法第十一条の二第五項の規定に基づき複数の営業所を通じて一人の旅行業務取扱管理者を選任した場合においては、毎事業年度終了後百日以内に、第七号様式の取引額報告書を登録行政庁に提出しなければならない。

（法第十一条の二第六項第一号の国土交通省令で定める地域）

第十条の五　法第十一条の二第六項第一号の国土交通省令で定める地域は、拠点区域とする。

（法第十一条の二第七項の国土交通省令で定める期間）

第十条の六　法第十一条の二第七項の国土交通省令で定める期間は、五年とする。

第十二条　（略）

2　（略）

3　地域限定旅行業務取扱管理者試験の試験科目は、前項第一号から第三号までに掲げる科目（観光庁長官が告示で定めるものを除く。）とする。

（旅行業務取扱管理者試験合格証の交付等）

第十四条　観光庁長官は、試験に合格した者に対し、第八号様式による旅行業務取扱管理者試験合格証（以下「合格証」という。）を交付するものとする。

2　試験に合格した者は、合格証を滅失し、又はき損したときは、第九号様式による合格証再交付申請書を提出してその再交付を受けることができる。

3・4　（略）

（営業保証金又は弁済業務保証金に充てることができる有価証券の価額）

第九条　法第八条第六項（法第二十二条の八第三項及び第二十二条の九第四項において準用する場合を含む。）の規定により前条の有価証券を営業保証金又は弁済業務保証金に充てる場合における当該有価証券の価額は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定める額とする。

一・二　（略）

2・3　（略）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

第十二条　（略）

2　（略）

（新設）

（旅行業務取扱管理者試験合格証の交付等）

第十四条　観光庁長官は、試験に合格した者に対し、第七号様式による旅行業務取扱管理者試験合格証（以下「合格証」という。）を交付するものとする。

2　試験に合格した者は、合格証を滅失し、又はき損したときは、第八号様式による合格証再交付申請書を提出してその再交付を受けることができる。

3・4　（略）